

令和3年度白井市地域包括支援センター運営方針 (案)

令和3年4月1日

目次

- I 方針策定の趣旨
- II 地域包括支援センターの設置の目的
- III 運営における基本的視点
- IV 地域包括支援センターが行う事業の実施方針
 - 1 地域包括ケアシステムの構築方針
 - 2 区域ごとのニーズに応じて重点的に行うべき業務の方針
 - 3 介護事業者・医療機関・民生委員・ボランティア等の関係者とのネットワーク（地域社会との連携及び専門職との連携）構築の方針
 - 4 介護予防に係るケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）の実施方針
 - 5 ケアマネジメント支援の実施方針
 - 6 地域ケア会議の運営方針
 - 7 市との連携方針
 - 8 公正・中立性確保のための方針
- V 業務推進の指針
 - 1 事業運営体制の充実【市直営地域包括支援センター】
 - 2 事業計画の策定と評価・改善【市直営・委託型包括共通】
 - 3 担当圏域のニーズに応じた業務の実施
 - 4 職員の確保・育成
 - 5 個人情報保護
 - 6 利用者満足度の向上
- VI 個別業務の実施方針
 - 1 総合相談支援業務
 - 2 権利擁護業務
 - 3 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
 - 4 地域ケア会議関係業務
 - 5 介護予防ケアマネジメント・指定介護予防支援業務
 - 6 市事業との連携
 - 7 その他

I 方針策定の趣旨

この「白井市地域包括支援センター運営方針」は、白井市の地域包括ケアシステムの構築方針、重点的に行う業務、その他地域包括支援センターの運営上の基本的考え方や理念、業務推進の指針等を明確にするとともに、地域包括支援センター業務の円滑な実施に資することを目的に策定します。

II 地域包括支援センターの設置の目的

地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として設置します。(介護保険法第115条の46第1項)

白井市では、住民の生活区域に合わせて市直営地域包括支援センター1か所(基幹型地域包括支援センターの機能を兼ねる)と委託型地域包括支援センター2か所の計3か所設置し、機能強化を図っていきます。

市直営地域包括支援センターは、直接の担当圏域を持ちながら、基幹型地域包括支援センターとして委託型地域包括支援センターの統括・総合調整・後方支援等の業務に取り組みます。

表 1 白井市の地域包括支援センター

名 称	運 営	担 当 地 区	高齢者人口 (令和2年4月現在)	専任職員数 (常勤専門職)
白井市地域包括支援センター	市直営 ※基幹型機能を兼ねる	白井第一小学校区 白井第二小学校区 桜台小学校区 七次台小学校区	5,534人	5人
西白井駅前地域包括支援センター	委託先： 社会福祉法人 神聖会	白井第三小学校区 大山口小学校区 清水口小学校区	6,802人	4人
白井駅前地域包括支援センター	委託先： 社会福祉法人 阜仁会	南山小学校区 池の上小学校区	4,451人	3人
計			16,787人	12人

Ⅲ 運営における基本的視点

1 公益性の視点

地域包括支援センターは、市の介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」として、公正で中立性の高い事業運営を行います。

地域包括支援センターの運営費用は、市民の負担する介護保険料や、国・県・市の公費によって賄われていることを十分認識し、適切な事業運営を行います。

2 地域性の視点

地域包括支援センターは、地域のサービス提供体制を支える中核的な機関であるため、担当圏域の特性や実情を踏まえた柔軟な事業運営を行います。

3 協働性の視点

地域包括支援センターの保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職種が「縦割り」に業務を行うのではなく、職員相互が情報を共有し、業務の理念・基本的な骨格を理解した上で、連携・協働の体制を構築し、業務全体を「チーム」として支えます。

地域の保健・福祉・医療の専門職やボランティア、民生委員等の関係者と連携を図りながら活動します。

Ⅳ 地域包括支援センターが行う事業の実施方針

1 地域包括ケアシステムの構築方針

地域包括ケアシステムの推進のため、地域包括支援センターは、担当する地域の特性や実情を踏まえ、地域住民が抱える課題を把握し、高齢者が、医療と介護の両方を必要とする状態になっても、さらに認知症になった場合でも、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域包括ケアシステムにおける中核機関としての役割が果たせるよう取り組みます。

- 身近な相談窓口機能として、住民の相談には懇切丁寧にワンストップで対応します。
- 介護予防・生活支援サービスの充実に向けて、生活支援コーディネーターと連携し、地域資源の把握、住民ニーズの把握に努めます。
- 適切な医療や介護を受けられるよう、医療と介護の連携を図り、認知症の人やその家族への支援については、認知症初期集中支援チームと連携し、早期から関わる支援体制の構築を図ります。
- 各地域包括支援センターの認知症地域支援推進員等が中心となり、地域の実情に合わせた相談支援体制を整えます。また、認知症カフェ実施に関する企画及び調整を行います。

- 「小規模多機能型居宅介護」等の地域密着型サービス事業者と連携し、地域での生活を支える体制づくりに努めます。
- 地域共生社会の構築に向けた地域の連携体制づくり（住民同士の見守りや支え合いのある地域づくり）に努めます。また、成年後見人の活動支援や、親族に頼れない人の終末期・死後への備えの取組みを充実させます。

2 区域ごとのニーズに応じて重点的に行うべき業務の方針

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を通して、担当する地域が抱える特性や課題からそのニーズ把握に努め、適切かつ柔軟な事業運営を通して、地域資源の開発や地域課題解決に向けた施策提案を行います。

- 認知症及び独居世帯等の高齢者の生活状況の把握に努めます。
- 社会活動（ボランティア等）を希望する高齢者の把握に努めます。

3 介護事業者・医療機関・民生委員・ボランティア等の関係者とのネットワーク（地域社会との連携及び専門職との連携）構築の方針

各担当圏域で実施されるサロン・民生委員や地区社会福祉協議会の会議・地域密着型サービス事業所が行なう運営推進会議・見守りパートナーの交流会や見守り拠点チーム意見交換会等に積極的に参加し、担当圏域関係者と連携を深め、ネットワーク構築を推進します。

4 介護予防に係るケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）の実施方針

介護予防・日常生活支援総合事業における考え方を正確に理解した上で、高齢者が自身の持つ能力を最大限に活かして、住み慣れた地域での自立した生活を営めるよう、利用者の意欲や興味にも依拠しつつ「自立支援」のためのケアマネジメントを行い、それを実現するためのプランであることを利用者やその家族と共有します。

利用者や家族の声を聞くだけでなく、自立のための課題の見立てと的確なアセスメントを実施し、総合事業のみならず、インフォーマルサービスや地域活動への参加を組み合わせたプランを作成し、自立支援へとつないでいきます。

5 ケアマネジメント支援の実施方針

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行います。

また、地域の住民、介護サービス事業者、医療機関等、地域の主体全体を対象とした適切なケアマネジメントのために必要な働きかけに努めます。

6 地域ケア会議の運営方針

地域ケア会議は、医療、介護等の専門職をはじめ、民生委員、自治会長、NPO法人、社会福祉法人、ボランティアなど地域の多様な関係者が適宜協働し、介護支援専門員のケアマネジメント支援を通じて、介護等が必要な高齢者の住み慣れた住まいでの生活を地域全体で支援していくことを目的とします。なお、介護支援専門員の資質向上に資するよう、市内全ての介護支援専門員が年に1回は地域ケア会議での支援が受けられるようにするなど、その効果的な実施に努めます。

また、個別ケースの検討により共有された地域課題を地域づくりや政策形成に着実に結びつけ、地域包括ケアシステムの構築に向けた施策の推進に、市と連携し、かつ役割分担を行いながら取り組みます。

7 市との連携方針

委託型地域包括支援センターと市直営地域包括支援センターは、連携して効率的に業務運営を行います。

市直営地域包括支援センターは、基幹型地域包括支援センターとして委託型地域包括支援センターの業務を統括し、後方支援及び人材育成等の役割を果たします。地域包括支援センター間の連絡調整等を行う場として、「地域包括支援センター連絡調整会議」を開催します。

また、市直営地域包括支援センターは、地域包括支援センターの運営事業に加えて、在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業、地域ケア会議推進事業等を実施しますが、各事業を行う際には委託型地域包括支援センターに協力を求め、緊密に連携して取り組みます。

8 公正・中立性確保のための方針

市の高齢者福祉行政の一翼を担う「公的な機関」として、介護サービス事業所、居宅介護支援事業所を紹介した経緯を記録するなど公正・中立性の確保に努めます。

白井市地域包括支援センター運営協議会において地域包括支援センター業務についての報告、説明等への協力をします。

V 業務推進の指針

1 事業運営体制の充実【市直営地域包括支援センター】

- (1) 地域包括支援センター連絡調整会議等を通じて地域包括支援センターにおける業務の運営方針を明示するとともに、委託型地域包括支援センターの事業計画策定に際しての支援・助言等を通じて、運営方針の共有及び連携の強化を図ります。
- (2) 地域包括支援センターの自己評価結果に基づき、地域包括支援センター事業

の点検・評価を行うとともに、白井市地域包括支援センター運営協議会を通じて、市が定める運営方針を踏まえた効果的、効率的な運営がなされているか、適切な人員体制が確保されているか等について、点検・評価の結果を決定します。あわせて、地域包括支援センター事業の点検・評価結果を公表します。

- (3) 地域包括支援センターの事業評価の結果を活用して、委託型地域包括支援センターへの支援・助言等の充実や、地域包括支援センター間のノウハウの共有等を図ります。
- (4) 地域で生活する高齢者やその家族等の身近な相談機関としての地域包括支援センターについて、市広報紙やホームページを活用して幅広く周知に取り組むほか、厚生労働省が運用する「介護サービス情報公表システム」を活用して地域包括支援センター情報を掲載・更新します。
- (5) 平日以外、夜間・早朝における緊急連絡体制を整えます。

2 事業計画の策定と評価・改善【市直営・委託型包括共通】

- (1) 地域包括支援センターは、地域の実情に応じて必要となる重点課題・重点目標を設定した事業計画を策定し、地域住民へ分かりやすく周知するとともに、事業計画に基づいた事業を実施しているか評価を行い、必要な業務改善を行います。
- (2) 地域包括支援センターは、市が定める方法により事業についての評価を行うとともに、この評価結果と白井市地域包括支援センター運営協議会における事業についての点検・評価結果を踏まえて、必要な業務改善を行います。

3 担当圏域のニーズに応じた業務の実施

- (1) 市直営地域包括支援センターは、委託型地域包括支援センターに対して、担当圏域の現状やニーズの把握に必要な情報を提供します。
- (2) 地域包括支援センターは、日常的な地域活動や地域ケア会議等を通じて、担当圏域における現状やニーズを把握し、重点的に行うべき業務を定めて業務を実施します。

4 職員の確保・育成と職員の姿勢

- (1) 地域包括支援センターは、多様なニーズに対応できる知識・経験のある職員の確保及び育成を行います。
- (2) 地域包括支援センター職員は、地域に暮らす高齢者の支援にあたり、常に当事者に最善の利益を図るために自己研鑽に努めます。
- (3) 地域包括支援センター職員は、3職種のチームアプローチや、地域の保健・医療・福祉・介護の専門職及びボランティア等との多職種連携を通じて、効

果的な高齢者支援を行います。

- (4) 市直営地域包括支援センターは、地域包括支援センター職員の資質向上に向けた研修計画を策定・明示し、計画的な研修の開催や参加支援を行います。

5 個人情報保護

- (1) 市の個人情報保護に関する規定に従って、業務上知り得た高齢者や家族の個人情報が不特定の者に漏れたり、目的外で使用されたりすることがないように、個人情報保護の徹底を図ります。
- (2) 市直営地域包括支援センターは、個人情報の取り扱いについて、地域包括支援センター全職員を対象に研修会を年1回実施し、個人情報管理を徹底します。

6 利用者満足度の向上

- (1) 市直営地域包括支援センターは、苦情対応に関する方針を明示し、委託型地域包括支援センターから苦情について報告や協議を受ける仕組みを設けます。
- (2) 地域包括支援センターは、利用者が利用しやすい相談体制を組むとともに、利用者の満足度向上のための適切な苦情対応体制を整備します。
- (3) 地域包括支援センターは、相談者のプライバシーが確保される環境を整備します。

VI 個別業務の実施方針

1 総合相談支援業務

- (1) 地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、どのような支援が必要かを把握し、適切な保健・医療・福祉・介護等のサービスや制度の利用につなげる等、専門的・継続的な視点で相談業務を行います。
- (2) 相談事例の課題解決等のために、関係機関・関係者（介護サービス事業者・医療機関・民生委員・ボランティア等）の情報を把握・整理し、関係機関の会議への参加を通じて、ネットワークの構築を図ります。
- (3) 地域共生社会の実現に向けて、複合化・複雑化した課題を抱える個人や世帯について障害分野・児童分野など多分野の相談支援機関との連携を図るほか、住民同士の見守りや支え合いのある地域づくりを進めます。
- (4) 市直営地域包括支援センターは、委託型地域包括支援センターだけでは対応が困難な事例の解決のための支援要請に対して、支援方針の助言・指導、同行訪問、個別地域ケア会議への参加等の直接的な支援を行います。
- (5) 相談内容の把握・分析を行うとともに、相談事例の終結条件を定め、適切な

進捗管理を行います。

- (6) 緊急に安否確認の必要な高齢者が発生した場合には、速やかに訪問等により、当該高齢者の状況を確認し、情報収集を行います。また、必要に応じて適切な対応を行います。
- (7) 地域の高齢者の状況の実態の把握を行います。
- (8) 介護教室や介護者の交流会を実施するなど、介護に取り組む家族等への支援を充実させます。

2 権利擁護業務

- (1) 地域の住民、民生委員・児童委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において安心して尊厳のある生活ができるよう、専門的・継続的な視点からの支援を行います。
- (2) 認知症等により判断能力の低下が見受けられる場合は、適切な介護サービスの利用や関係機関の紹介、成年後見制度や日常生活自立支援事業の活用を図り、高齢者の権利擁護を図ります。
- (3) 高齢者虐待事例及び高齢者虐待を疑われる事例については、市が示したフローチャートに沿って、市との協議や関係機関との連携を行い、適切かつ迅速な対応を行います。
- (4) 市直営地域包括支援センターは、委託型地域包括支援センターと連携しつつ、困難事例に対して、意思決定支援をしながら他に取るべき手段がない場合、法に沿って迅速な対応（やむを得ない措置、成年後見制度の市長申し立て等）を行います。
- (5) 親族に頼れない人の終末期・死後への備えの取組みを充実させます。
- (6) 消費者被害に関し、相談内容について消費生活に関する相談窓口や警察等と連携して対応を行います。
- (7) 消費者被害に関する情報を民生委員・介護支援専門員・ホームヘルパー等へ情報提供し、関係機関と連携しながら消費者被害防止に取り組みます。

3 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

- (1) 地域の介護支援専門員に対する相談窓口を設置し、3職種の専門性を活かし個別指導・助言を行います。また、必要に応じて同行訪問やサービス担当者会議等への出席を通じて、支援困難事例への支援を行います。
- (2) 市直営地域包括支援センターは、地域の介護支援専門員の実践力向上を図ることを目的に、介護支援専門員のニーズや課題に基づいた研修会や事例検討会を開催します。
- (3) 主任介護支援専門員の指導力の向上、スキルアップを図ることを目的として、情報交換や勉強会の機会を設けます。

- (4) 高齢者の自立支援・介護予防を推進するために、介護支援専門員への直接的な支援のみならず、住民や介護サービス事業者など、地域の主体全体を対象とした適切なケアマネジメントのための啓発等の働きかけを行います。

4 地域ケア会議関係業務

- (1) 地域包括支援センターは、個別事例に関する関係者を集めた「ご近所支え合い会議（地域ケア個別会議）」を開催し、個別課題の解決と地域包括支援ネットワークの構築を図るとともに、地域課題の把握を行います。地域ケア個別会議での検討事項や把握された地域課題は、市直営地域包括支援センターへ報告します。
- (2) 市直営地域包括支援センターは、地域や地域包括支援センターの介護支援専門員への高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの支援を目的とした「自立支援型地域ケア会議」を開催します。会議の実施にあたっては、地域のリハビリ職等多職種との連携を図り、委託型地域包括支援センターは、会議への事例提出及び助言者として出席します。
- (3) 市直営地域包括支援センターは、地域の介護支援専門員や地域包括支援センター専門職が対応に困難を感じている事例等を医療と介護等の多職種が助言し、ケアマネジメントや個別対応の支援を行う「課題支援型地域ケア会議」を随時開催します。
- (4) 市直営地域包括支援センターは、「ご近所支え合い会議（地域ケア個別会議）」、「自立支援型地域ケア会議」、「課題支援型地域ケア会議」で提出された事例内容の整理分析を行い、地域に共通した課題を抽出し、地域課題の解決を目指した必要な資源開発や施策を検討する「白井市地域ケア推進会議」を開催します。

5 介護予防ケアマネジメント業務（第1号介護予防支援事業）・指定介護予防支援業務

- (1) 市直営地域包括支援センターは、自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関する基本方針を作成し、地域の介護支援専門員や地域包括支援センター職員等への周知に取り組みます。
- (2) 市直営地域包括支援センターは、地域の介護支援専門員や委託型地域包括支援センター職員、生活支援コーディネーター等に対して、多様な地域の社会資源に関する情報を提供し、積極的な活用を促します。
- (3) 介護予防・日常生活支援総合事業対象者及び要支援者に対して、保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の多様な地域の社会資源をケアプランに位置づけ、自立支援に向けた包括的かつ効果的なサービスが提供されるよう支援を行います。
- (4) 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援業務を指定居宅介護支援事業者に委託する場合は、公正・中立性を確保する観点から、地域包括支援センタ

一運営協議会の議を経ることとし、委託先の指定居宅介護支援事業者が作成した介護予防サービス計画書や評価の内容について確認を行う等、ケアマネジメントが適切に実施されているか責任をもって対応します。

6 市事業との連携

(1) 在宅医療・介護連携推進事業

- ・市直営地域包括支援センターは、在宅医療・介護連携推進事業について検討を行う協議会や課題別ワーキンググループを開催します。委託型地域包括支援センターは協議会やワーキングに出席します。
- ・地域包括支援センターは在宅医療・介護連携の相談窓口として医療関係者・介護関係者からの相談に対応します。
- ・市直営地域包括支援センターは、医療・介護職等を対象に多職種連携研修会を開催します。委託型地域包括支援センターは研修会等への参加を通じて、医療関係者とのネットワーク構築を図ります。
- ・救急時の情報連携を円滑に行うために「救急医療情報キット」の周知啓発に消防署と協力して取り組み、対象者への配布を推進します。

(2) 認知症総合支援事業

- ・「白井市認知症ガイドブック」の配布により、元気なうちから認知症に関する情報が得られるよう普及啓発を行います。
- ・認知症初期集中支援チームの活動を通して、医療・介護間の連携を深め、個別支援の充実を図ります。
- ・地域全体で認知症の人や家族を支えられるよう、多世代多機関に向け、認知症サポーター養成講座を行います。
- ・認知症パートナー活動を広げ、各地域で認知症の人や家族を見守る仕組みづくり（チームオレンジ等）を進めていきます。
- ・認知症高齢者本人が、認知症について話すことができる「認知症カフェ活動」を定着させ、本人の視点を認知症施策事業の企画や評価に反映させる方法について検討します。

(3) 生活支援体制整備事業

- ・生活支援コーディネーターと連携を図りながら、不足する生活支援・介護予防サービスの開発など生活支援体制の整備を推進します。

(4) 一般介護予防事業

- ・集いの場に出向く等により介護予防の必要性の普及啓発を図りながら、生活支援コーディネーターと協力をして、運営の充実、地域の支え合い活動の拠点に向けた働きかけを行います。

7 その他

- (1) 手すりの取り付けやその他の住宅改修を行おうとする者からの相談に応じ、介護保険制度を利用した住宅改修に関する助言・対応を行います。
- (2) 災害時の連絡体制の整備
災害時における対応については市と地域包括支援センターの連絡体制を整備し、情報共有を図ります。また、平時より各圏域の支援が必要な高齢者の把握を行い、災害時には市及び関係機関と連携を図り支援します。